

事件番号 平成・令和\_\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号

被後見人・未成年者 \_\_\_\_\_

## 報告書（定期送金額の変更）

金沢家庭裁判所 \_\_\_\_\_支部 \_\_\_\_\_出張所 御中

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

後見人 \_\_\_\_\_ 

下記のとおり、後見制度支援預(貯)金契約につき、定期送金額の変更が必要であると  
考えますので、報告します。

### 記

1 預(貯)金契約 (口座名義人) \_\_\_\_\_  
(金融機関名) \_\_\_\_\_ (支店名) \_\_\_\_\_  
(口座種別) \_\_\_\_\_ (口座番号) \_\_\_\_\_

(注)

2 変更前の送金額  なし  あり (\_\_\_\_\_か月ごとに金\_\_\_\_\_円)

(注)

3 変更後の送金額  なし  あり (\_\_\_\_\_か月ごとに金\_\_\_\_\_円)

(注) 利用する預(貯)金商品で定めている送金間隔を確認の上、記載してください。

4 変更の理由

被後見人(未成年者)に\_\_\_\_\_という状況の変化があったため

5 変更申出日 指示の日から3週間以内の日

(※初日不算入、最終日が休日の場合は翌営業日)

(添付資料)

変更の理由の相当性を疎明する資料、被後見人(未成年者)名義の預貯金通帳の写し (※預貯金通帳は、前回報告以降、直近までの取引が記帳されていること) 又は預貯金残高及び取引履歴が確認できる書類等

## 指示書（定期送金額の変更）

職権により、上記報告書のとおり、定期送金額の変更の申出をすることを指示する。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

金沢家庭裁判所

裁判官

以上

これは謄本である。  
令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日  
金沢家庭裁判所  
裁判所書記官